

放課後子ども総合プランに係る今後の取組について

放課後子ども総合プランは、子ども・子育て支援新制度において制定が義務付けられた条例に基づく設備・運営基準の対象となることから、条例施行日までに基準を満たさないものについて、経過措置期間内に対応を図ります。

① 『支援の対象者』 条例第5条関係

- 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下で、発達段階に応じた主体的な遊び及び生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もって当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

条例の基準	本市の現状	内訳(平成26年5月1日現在)
留守家庭の小学生(6年生までの受け入れ校区)	■希望児童までの受け入れ校区	城東、長沼、浅川、芋井、信里、塩崎、清野、豊栄、東条、西条、川田、保科、七二会、信田、更府、戸隠、鬼無里、大岡、信州新町、中条【20校区】
	■留守家庭児童の受け入れ校区	鍋屋田、加茂、南部、大豆島、古里、松ヶ丘、共和、松代、寺尾、真島、豊野西、豊野東【12校区】
	■平成27年度以降 受け入れ対象学年を拡大する校区	城山、山王、芹田、古牧、緑ヶ丘、三輪、吉田、裾花、湯谷、朝陽、柳原、若槻、徳間、安茂里、通明、篠ノ井東、篠ノ井西、綿内、昭和、川中島、青木島、下氷飽、三本柳【23校区】

② 『専用区画の面積』 条例第9条関係

- 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。
- 専用区画の面積は、児童1人につきおおむね1.65平方メートル以上でなければならない。

条例の基準	本市の現状	要対応校区(平成26年5月1日現在)
児童1人あたり、おおむね ※1.65平方メートル以上の面積を確保すること。	■ 92施設のうち88施設で適合(平均利用児童数による)	【児童館・児童センター】川田【1施設】 【プラザ】 信里、大岡、中条【3施設】

※条例(経過措置)

放課後児童健全育成事業を行っている放課後児童健全育成事業所のうち、その専用区画に相当する面積が1.65平方メートル以上の基準を満たさないものについては、平成32年3月31日までの間に解消するように、条例で経過措置を設けています。

③ 『静養スペース』 条例第9条関係

- 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（以下「専用区画」という。）を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

条例の基準	本市の現状	要対応校区（平成26年5月1日現在）
※ 静養スペースを設けること。	<p>■専用区画 59施設で整備済。 平成26年度中に対応。</p>	<p>【児童館・児童センター】 中央、柳町、南部、朝陽、柳原、長沼、浅川、塩崎、豊野東【9施設】 【プラザ】 鍋屋田、山王、古牧、緑ヶ丘、裾花、城東、湯谷、朝陽、柳原、古里、通明、西条、東条、綿内、青木島、下氷鉦、真島、信田、豊野西、豊野東、鬼無里、大岡、信州新町、中条【24施設】</p>
	<p>■ベッド等の配置。92施設で対応済</p>	/

※ 静養スペースの確保は、居室内をパーテーションで区切り、簡易ベッド等で児童が休む場所を確保します。

④ 『児童の支援の単位』 条例第10条関係

- 支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であって、その提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね40人以下とする。

条例の基準	本市の現状	要対応校区（平成26年5月1日現在）
※ 1つの集団の規模はおおむね40人以下とする。	<p>■現状では70人を集団規模として職員配置。 92施設のうち30施設で適合</p>	<p>【児童館・児童センター・児童クラブ】 箱清水、中央、加茂、芹田、古牧、三輪、吉田、裾花、柳町、湯谷、南部、大豆島、朝陽、柳原、長沼、古里、若槻、徳間、浅川、松ヶ丘、篠ノ井中央、共和、松代花の丸、東条、綿内、川田、保科、昭和、川中島、青木島、大橋、下氷鉦、三本柳、豊野西、豊野東【35施設】</p>
		<p>【プラザ】 城山、鍋屋田、芹田、三輪、裾花、城東、南部、大豆島、朝陽、柳原、若槻、徳間、浅川、安茂里、通明、篠ノ井西、信里、寺尾、川中島、三本柳、七二会、信田、更府、豊野西、鬼無里、信州新町、中条【27施設】</p>

※条例（経過措置）

支援の単位を構成する児童の数が40人以上となっている施設については、平成32年3月31日までの間に解消するように、条例で経過措置を設けています。

⑤ 『職員の資格』 条例第10条関係

○ 放課後児童支援員は、次のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

- (1) 保育士の資格を有する者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 学校教育法（昭和22年法律第26号）の規定による高等学校（旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校を含む。）若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者（第9号において「高等学校卒業等」という。）であって、2年以上児童福祉事業に従事した^{もの}
- (4) 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- (5) 学校教育法の規定による大学（旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学を含む。）において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (6) 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた^者
- (7) 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (9) 高等学校卒業等で、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

条例の基準	研修の概要
都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。	<p>■ 放課後児童支援員に係る都道府県認定研修ガイドラインの概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修時間 講義及び演習を合わせて24時間程度 ・ 既に取得している資格等に応じて、研修科目の一部について免除が可能 (国 通知抜粋)

※ 条例(経過措置)

「都道府県知事が行う研修を修了したもの」には、平成32年3月31日までに修了することを予定しているものも含むこととする経過措置を設けています。